

○ 経済産業省
国土交通省告示第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平

成二十五年経済産業省
国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

国土交通大臣 石井 啓一

I の第1の1の1—3中「地階を除く各階の外壁」を「各階の外気に接する壁」に改め、「また、」の下に「別表第1の用途のうち」を、「取扱いについては、」の下に「次の」を加える。1

I の第1の2の2—3(3)へ中「タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、温度調整調光制御等」を「明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等」に改める。

I の第1の2の2—3(4)ロ(1)中「室用途及び」を削り、同(1)中「太陽熱利用給湯設備」を「太陽熱利用設備等の予熱設備」に改める。

I の第2の1の1—3(1)イからハまでを次のように改める。

イ 外皮平均熱貫流率 U_A (単位 1 平方メートル 1 度につきワット) は、次の式により算

出するものとする。

$$U_A = \left(\sum_i^n A_i U_i H_i + \sum_j^m L_j \Psi_j H_j \right) / A$$

この式において、 A_i 、 U_i 、 H_i 、 n 、 L_j 、 Ψ_j 、 H_j 、 m 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i ：外皮等の第*i*部位の面積（単位 平方メートル）

U_i ：外皮等の第*i*部位の熱貫流率（単位 1平方メートル1度につきワット）

H_i ：外皮等の第*i*部位の隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数（以下イにおいて「温度差係数」という。）

n ：外皮等の部位数

L_j ：第*j*熱橋等（熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。）及び土間床等（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。）の外周部をいう。以下(1)において同じ。）の長さ（単位 メートル）

Ψ_j : 第 j 熱橋等の線熱貫流率 (単位 1 メートル 1 度につきワット)

H_j : 第 j 熱橋等の温度差係数

m : 熱橋等の数

A : 外皮等面積の合計 (単位 平方メートル)

ロ U_i は、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案した数値とする。

ハ Ψ_j は、当該熱橋等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。

ヒ の 値 は U_i の 値 と 同 様 な 値 と す る。

3

イ 冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_{AC} = \left(\sum_i^n A_i \eta_i v_i / A \right) \times 100$$

この式において、 A_i 、 η_i 、 v_i 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i : 外皮等の第 i 部位の面積 (単位 平方メートル)

η_i : 外皮等の第 i 部位の日射熱取得率

v_i : 外皮等の第 i 部位の方位及び別表第 4 に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる
係数

n : 外皮等の部位数

A : 外皮等の部位の面積の合計 (単位 平方メートル)

方位	別表第 4 に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
北東	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
南西	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411

I の第2回の2回—1号「における全ての単位住戸及び共同住宅等全体」又は「それぞれ」を並ぶ。

I の第2回の2回—2回—2号又は次の通りある。

イ E_{SH} は、次の（イ）から（ヘ）までに定める方法によるものとする。

（イ） E_{SH} は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な暖房設備の基準一次エネルギー消費量の暖房期間（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SH,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$$

この式において、 $E_{SH,t,i}$ 、 $Q_{UT,SH,t,r}$ 、 $\alpha_{UT,SH,r}$ 、 m 、 n 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）

$Q_{UT,SH,t,r}$: 室 r の時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷（単位 1 時間につきメガジュール）

$\alpha_{UT, SH, r}$: 室 r における標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第4に掲げる地域区分ごとに別表第7に掲げる係数

m : 単位住戸における標準的な暖房設備の数

n : 1年間に暖房する時間 (単位 時間)

R : 室の数

(ロ) $E_{SH, t, i}$ は、標準的な暖房設備 i の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温度並びに標準的な暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SH, t, i}$ を時刻 t における1時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH, t, i} = C_{SH, t, i} \times Q_{T, SH, t, i}$$

この式において、 $C_{SH, t, i}$ 及び $Q_{T, SH, t, i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SH, t, i}$: 時刻 t における1時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T, SH, t, i}$: 時刻 t における1時間当たりの標準的な暖房設備 i により処理され

る暖房負荷（単位 1時間につきメガジュール）

(ハ) $C_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) 標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力を超えない場合は 0 とする。

(ホ) 暖房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案するものとする。

① 暖房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第 4 に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いることとする。

住宅の種別	別表第 4 に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（単位 1 平方メートル）	一戸建ての 住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87 2.14
	共同住宅等	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75 1.67

ル 1 度につき ワット)								
暖房期の平均 日射熱取得率	一戸建ての 住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6
	共同住宅等	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1

- ② 暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。
- (i) 標準的な暖房設備の運転時間及び温度設定
 - (ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量
 - (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
 - (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量
 - (v) 調理の時間及び発熱量
- ③ 外気温（日平均外気温を含む。□（ホ）③において同じ。）については、別表第4に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。
- ④ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。
- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

- (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
 - (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
 - (vi) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱
- (へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

□ E_{SC} は、次の(イ)から(へ)までに定める方法によるものとする。

- (イ) E_{SC} は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費量の冷房期間（1年間のうち日最高外気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SC,t,i}$$

この式において、 $E_{SC,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SC,t,i}$ ：時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー

一消費量（単位 1 時間につきメガジュール）

m : 単位住戸における標準的な冷房設備の数

n : 1 年間に冷房する時間（単位 時間）

(ロ) $E_{sc, t, i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{sc, t, i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{sc, t, i} = C_{sc, t, i} \times Q_{T, sc, t, i}$$

この式において、 $C_{sc, t, i}$ 及び $Q_{T, sc, t, i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{sc, t, i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T, sc, t, i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i により処理される冷房負荷（単位 1 時間につきメガジュール）

(ハ) $C_{sc, t, i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。

(二) 標準的な冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

- ① 標準的な冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。
- ② 標準的な冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案するものとする。

- ① 冷房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第4に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いることとする。

住宅の種別	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱 一戸建ての	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14

貫流率（単位 1 平方メートル 1 度につきワット）	住宅 共同住宅等								
		0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67
冷房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	3.2
	共同住宅等	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	1.4	1.3	2.4

- ② 冷房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。
- (i) 標準的な冷房設備の運転時間及び温湿度設定
 - (ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量
 - (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
 - (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量
 - (v) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量
- ③ 外気温については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いる

こと。

④ 冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(ii)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

(i) 顯熱

- a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- b 換気（通風のための措置を含む。(ii)において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する熱

(ii) 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 廚房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する水蒸気が保有する熱

(ヘ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

「の第2回の2—2(イ)「算出するものとする。」(ト)「ただし、浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室（以下「浴室等」という。）、台所及び洗面所が無い場合は0とする。」を加え、表を次の通り改める。

別表第4に掲げる地域区分	給湯対象室	係数	床面積の合計の区分				
			(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
			床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
1	浴室等がある場合	α_{sw}	—	234	307	109	—
		β_{sw}	11946	4926	546	18366	31446
	浴室等が無く、台所又は洗面所がある場合	α_{sw}	—	32	78	15	—
		β_{sw}	4835	3875	1115	6785	8585
2	浴室等がある場合	α_{sw}	—	228	300	107	—

	る場合	β_{sw}	11696	4856	536	17906	30746
3	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	32	77	15	—
		β_{sw}	4742	3782	1082	6662	8462
3	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	212	280	100	—
		β_{sw}	10892	4532	452	16652	28652
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	30	72	14	—
		β_{sw}	4442	3542	1022	6242	7922
4	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	205	272	97	—
		β_{sw}	10575	4425	405	16155	27795
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	29	70	13	—
		β_{sw}	4321	3451	991	6121	7681
5	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	200	276	103	—
		β_{sw}	10440	4440	-120	15450	27810
	浴室等が無	α_{sw}	—	29	71	14	—

	く、台所又は洗面所が有る場合	β_{sw}	4165	3295	775	5905	7585
6	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	181	249	93	—
		β_{sw}	9401	3971	—109	13931	25091
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	26	64	12	—
		β_{sw}	3755	2975	695	5375	6815
7	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	165	227	85	—
		β_{sw}	8499	3549	—171	12609	22809
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	23	57	11	—
		β_{sw}	3402	2712	672	4812	6132
8	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	130	178	67	—
		β_{sw}	6672	2772	—108	9882	17922
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	18	45	9	—
		β_{sw}	2679	2139	519	3759	4839

I の第2回回—2(イ)の概要次の通りである。

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
床面積の合計が 30 平方メートル 未満	床面積の合計が 30 平方メートル 以上 60 平方メートル未満	床面積の合計が 60 平方メートル 以上 90 平方メートル未満	床面積の合計が 90 平方メートル 以上 120 平方メートル未満	床面積の合計が 120 平方メートル以上	
α_M	0	87.63	166.71	47.64	0
β_M	12181.13	9552.23	4807.43	15523.73	21240.53

I の第2回回—2(ア)の概要次の通りである。

室用途	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
管理人室	431	428	366	386	394	440	418	520
集会室	576	549	452	453	451	478	472	538

屋内廊下	937	973	705	745	801	829	858	799
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

1 の 第 2 の 2 の 2 — 3 の 1 や 3 の 2 「(1 年間のうち日平均外気温が 15 度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。)」を削る。

1 の 第 2 の 2 の 2 — 3 の 1 や 3 の 2 「(1 年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。)」を削る。

1 の 第 2 の 2 の 2 — 3 の 1 や 3 の 2 「床面積」のトロ「、給湯対象室の有無」を削る。

1 の 第 3 の 2 の 2 — 1 中「し、かつ、当該複合建築物における各単位住戸の設計一次エネルギー消費量（2—3 の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該複合建築物における各単位住戸の基準一次エネルギー消費量（2—2 の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）をそれぞれ上回らないようにするものとする。」や「するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2—2 及び 2—3 に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請複合建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。」に改める。¹⁸

別表第 1 を次の通り改める。

別表第 1

	用途	地域	区分
--	----	----	----

- 2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。
- 3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。
- 4 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。
- 5 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。
- 6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。
- 7 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。

8 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類するものをいう。

別表第3を次の通り改める。

別表第3

室用途	設備別基準一次エネルギー消費量に関する係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）																その他設備等		
	空気調和設備								空気調和設備以外の機械換気設備	給湯設備									
	地域区分									地域区分									
	1	2	3	4	5	6	7	8		1	2	3	4	5	6	7	8		
事務所等	事務室	1060	1063	995	1018	1084	1173	1180	1478	0	498	20	20	19	18	17	16	14	498
	電子計算機器事務室	1063	1068	1146	1173	1284	1386	1418	1787	0	498	20	20	19	18	17	16	14	1245
	会議室	1303	1287	1109	1126	1167	1246	1241	1567	0	231	51	50	47	45	43	39	36	42
	喫茶室	1303	1287	1109	1126	1167	1246	1241	1567	0	254	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978
	社員食堂	465	458	412	418	432	484	469	626	0	141	2568	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467
	中央監視室	2444	2458	2975	3097	3349	3549	3752	4634	0	1171	46	45	42	41	39	36	33	2565
	ロビー	770	766	702	714	727	790	773	958	0	547	6	6	6	5	5	5	4	0
	廊下	770	766	702	714	727	790	773	958	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	770	766	702	714	727	790	773	958	413	367	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	770	766	702	714	727	790	773	958	826	202	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	925	928	873	894	935	1016	1018	1283	138	202	995	975	914	890	845	768	702	569
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0	
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	88	64	0	0	0	0	0	0	0	0	

食 品 庫 等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印 刷 室 等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋 内 駐 車 場	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃 著 物 保 管 場 所 等	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ テ ル 等	客 室	1752	1568	1156	1124	1137	1144	1092	1171	0	308	936	917	859	837	795	723	661	535	131		
	客 室 内 の 浴 室	1752	1568	1156	1124	1137	1144	1092	1171	385	342	936	917	859	837	795	723	661	535	131		
	終 日 利 用 さ れ る フ ロ ン ト	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	0	1710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 中 の み 利 用 さ れ る フ ロ ン ト	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	0	926	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終 日 利 用 さ れ る 事 務 室	2471	2421	2517	2619	2879	3059	3285	4136	0	1394	62	60	57	55	52	48	43	35	641		
	日 中 の み 利 用 さ れ る 事 務 室	1596	1567	1711	1792	1960	2114	2298	2902	0	871	62	60	57	55	52	48	43	35	534		
	終 日 利 用 さ れ る ロ ピ ー	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0		
	日 中 の み 利 用 さ れ る ロ ピ ー	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	0	556	62	60	57	55	52	48	43	35	0		
	宴 会 場	4685	4793	5864	6134	6828	7133	7651	9590	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	470		

会議室	4347	4319	4846	5082	5691	6020	6461	8085	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	0
結婚式場	4017	3966	4439	4587	5124	5344	5584	6859	0	1282	92	91	85	83	78	71	65	53	0
レストラン	4557	4416	4281	4375	4770	4926	5120	6426	0	556	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	463
ラウンジ	3286	3232	3217	3269	3537	3699	3842	4729	0	598	62	60	57	55	52	48	43	35	0
バー	1507	1471	1394	1419	1509	1580	1603	1956	0	128	62	60	57	55	52	48	43	35	0
店舗	2420	2354	2352	2413	2643	2770	2907	3704	0	638	31	30	28	28	26	24	22	18	994
社員食堂	3906	3823	3852	3970	4303	4435	4646	5811	0	997	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	0
終日利用される廊下	2367	2311	2286	2346	2522	2580	2671	3310	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される廊下	1657	1602	1476	1512	1589	1638	1694	2123	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される共用部の便所	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される共用部の便所	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される喫煙室	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される喫煙室	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更衣室又は倉	3221	3149	3220	3307	3647	3791	3971	4904	385	564	502	492	461	449	427	388	355	287	0

庫																				
厨房	0	0	0	0	0	0	0	5622	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
機械室	0	0	0	0	0	0	0	769	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電気室	0	0	0	0	0	0	0	1539	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	141	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	281	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	281	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	843	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
病院等	病室	2602	2393	1841	1813	1812	1824	1760	1970	0	514	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
	看護職員室	2419	2218	1763	1725	1731	1740	1715	1903	0	813	267	262	246	239	227	206	189	153	160
	診察室	1020	990	818	837	823	883	871	1034	0	448	214	210	196	191	182	165	151	122	327
	待合室	1020	990	818	837	823	883	871	1034	0	303	214	210	196	191	182	165	151	122	327
	手術室	1486	1472	1119	1155	1147	1206	1166	1369	0	929	408	400	375	365	347	315	288	233	725
	検査室	1486	1472	1119	1155	1147	1206	1166	1369	0	465	408	400	375	365	347	315	288	233	725
	集中治療室	3529	3511	3922	4076	4544	4797	5034	6192	0	1394	510	500	469	457	433	394	360	292	2565
	解剖室等	912	911	925	971	1045	1163	1201	1543	0	44	49	48	45	44	42	38	35	28	362
	浴室等	2602	2393	1841	1813	1812	1824	1760	1970	616	598	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
	レストラン	2601	2570	2835	2926	3284	3424	3579	4347	0	522	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	427
	事務室	912	911	925	971	1045	1163	1201	1543	0	418	49	48	45	44	42	38	35	28	362
	終日利用されるロビー	2808	2602	1967	1963	1934	1950	1923	2138	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
日中のみ利用されるロビー	961	930	713	719	693	728	708	818	0	342	49	48	45	44	42	38	35	28	0	

車場																					
廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	1449	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
百貨店等	大型店の売場	2555	2447	2048	2084	2091	2169	2158	2507	0	931	62	60	57	55	52	48	43	35	1781	
	専門店の売場	2555	2447	2048	2084	2091	2169	2158	2507	0	829	62	60	57	55	52	48	43	35	1781	
	スーパー・マーケットの売場	2555	2447	2048	2084	2091	2169	2158	2507	0	764	62	60	57	55	52	48	43	35	1781	
	事務室	1696	1616	1373	1396	1388	1458	1484	1673	0	755	62	60	57	55	52	48	43	35	652	
	荷さばき場	1042	984	781	784	777	819	819	920	0	125	31	30	28	28	26	24	22	18	142	
	ロビー	1465	1419	1297	1315	1369	1409	1420	1601	0	1246	31	30	28	28	26	24	22	18	0	
	便所	1465	1419	1297	1315	1369	1409	1420	1601	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	喫煙室	1465	1419	1297	1315	1369	1409	1420	1601	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	更衣室又は倉庫	1877	1834	1818	1864	2018	2120	2196	2674	208	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0	
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	2147	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校等	小中学校の教室	562	563	467	457	602	656	635	841	0	176	218	213	200	195	185	168	154	124	8	

所等																				
集会所等	アスレチック運動室	1800	1752	1884	1952	2129	2272	2367	2961	175	635	1267	1243	1164	1134	1076	979	895	724	288
	アスレチックロビー	1703	1630	1779	1812	1953	2060	2095	2533	0	425	26	25	24	23	22	20	18	15	0
	アスレチック便所	1703	1630	1779	1812	1953	2060	2095	2533	526	467	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アスレチック喫煙室	1703	1630	1779	1812	1953	2060	2095	2533	1052	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公式競技用スケート場	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	1780	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	一般競技用スケート場	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	レクリエーション用スケート場	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	358	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	公式競技用体育馆	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	1187	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	一般競技用体育馆	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	593	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	レクリエーション用	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	236	478	468	439	427	405	369	337	273	0

室																			
図書館の図書室	1410	1327	1232	1256	1274	1372	1375	1735	0	488	52	51	48	46	44	40	37	30	90
図書館のロビー	2379	2292	2464	2513	2708	2875	2938	3568	0	360	52	51	48	46	44	40	37	30	0
図書館の便所	2379	2292	2464	2513	2708	2875	2938	3568	405	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書館の喫煙室	2379	2292	2464	2513	2708	2875	2938	3568	809	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0
博物館の展示室	1167	1088	967	977	965	1024	1004	1219	0	261	8	8	7	7	7	6	5	4	0
博物館のロビー	1992	1917	2049	2084	2226	2367	2408	2927	0	288	52	51	48	46	44	40	37	30	0
博物館の便所	1992	1917	2049	2084	2226	2367	2408	2927	324	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0
博物館の喫煙室	1992	1917	2049	2084	2226	2367	2408	2927	647	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劇場の舞台	2853	2760	2870	2987	3262	3387	3596	4571	0	441	212	208	194	189	180	163	149	121	0
劇場の楽屋	904	892	913	952	1027	1085	1136	1444	0	299	42	42	39	38	36	33	30	24	0
劇場の客席	2853	2760	2870	2987	3262	3387	3596	4571	0	265	212	208	194	189	180	163	149	121	0
劇場のロビー	1788	1732	1827	1875	2014	2109	2176	2647	0	265	42	42	39	38	36	33	30	24	0
劇場の便所	1788	1732	1827	1875	2014	2109	2176	2647	298	265	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劇場の喫煙室	1788	1732	1827	1875	2014	2109	2176	2647	595	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場の	1700	1647	1681	1739	1805	1965	2020	2595	0	298	117	115	108	105	99	90	83	67	325

電気室	0	0	0	0	0	0	0	1539	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	176	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	351	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	351	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	1562	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	1054	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工場等	倉庫	0	0	0	0	0	0	0	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋外駐車場又は駐輪場	0	0	0	0	0	0	0	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表第5を次のよう改める。

別表第5 削除

別表第6電気の項中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第9号」と、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 ハ)の告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築物に対するこの告示による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（次項において「新告示」という。）の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定による届出がされた建築物に係る同法第七十五条第一項後段又は第七十五条の二第一項後段の規定による変更の届出に対する新告示の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。